

## Hoikuroo Job 利用規約（採用企業用）

株式会社アルファビート（以下「当社」といいます）は、当社が提供するサービス「Hoikuroo Job」（以下「本サービス」といいます）に登録し求人活動を行う企業および団体（以下「登録企業」といいます）との間で、サービス利用に関する契約の締結を目的とする「Hoikuroo Job 利用規約（採用企業用）」（以下「本規約」といいます）を、以下に定めます。登録企業は、本規約についてご同意いただく必要があるものとし、本規約に同意できない場合は本サービスをご利用いただけません。なお、当社は本規約を任意の理由で変更できるものとし、登録企業は本サービスのご利用にあたり、本サービス上で表示されている最新の本規約を確認し、同意するものとします。

### 第1条（適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社と登録企業との間の権利及び義務関係を定めることを目的とし、当社と登録企業の間の本サービスの利用に係る一切の事柄に適用されるものとします。
2. 当社が本サービスウェブサイト（第2条で定義）上またはメールにて随時掲載する本サービスに関するルール、規定等は全て本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条（定義）

#### 1. 登録企業

本サービスの利用申し込みを行なった求人企業もしくは求人団体をいいます。

#### 2. 応募者

本サービスを経由して登録企業に応募した個人をいいます。

#### 3. 本サービスウェブサイト

当社が運営する「hoikuroo.jp」というドメインにより構成されたウェブサイトをいいます。また、ウェブサイトのドメイン名が変更された場合、理由を問わず変更後のドメイン名によるウェブサイトも含むものとします。

#### 4. 求人

本サービスウェブサイト上に掲載される、登録企業の求人情報をいいます。

#### 5. 採用

採用の職種、名目、雇用・契約形態を問わず、応募者が初入社または初勤務（研修を含む）を行う予定日を迎えることをいいます。ただし、初入社および初勤務がなされなかった場合、予定日から起算して3営業日以内に登録企業から当社に報告があり、事実確認がとれた場合はこれに当たりません。

#### 6. 応募

応募の職種、雇用形態を問わず、求職者が本サービスを経由して求人に応募することをいいます。

### 第3条（サービス内容）

当社は、登録企業に対し以下のサービスおよび機能を提供します。

1. 登録企業の求人を掲載し、応募者を募る、掲載費無料・成功報酬型の転職求人広告掲載サービス。
2. 登録企業の求人条件に適合すると思われる人材を紹介する有料職業紹介サービス。
3. その他、本サービスを用いて当社が予定するサービス。(オプション料金が発生する場合があります。)

#### 第4条 (登録)

1. 本サービスの利用を希望する企業および団体は、本サービスウェブサイト内の登録フォームから当社が指定する方法で、企業登録の申し込みを行うものとします。
2. 本サービスの利用を希望する企業および団体は、企業登録の際に本規約を遵守することに同意するものとします。
3. 企業登録は、必ず本サービスを利用しようとする企業その他の団体自身が行わなければならないが、代理による登録は認められないものとします。

#### 第5条 (ご利用上の注意)

1. 登録企業は、利用に必要なID・パスワードおよびメールアドレスを自己の責任において管理・保管するものとし、盗難や紛失・不正使用、第三者(委託先等を含みます)による無断使用等があった場合においても、当社はそれらの損害について一切の責任を負わないものとします。
2. 登録企業は、利用に必要なID・パスワードおよびメールアドレスを第三者に使用させ、または開示、譲渡、名義変更、売買、質入れ等をしてはならないものとし、自己のID・パスワードおよびメールアドレスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、理由の如何を問わずその責任を負うものとします。
3. 本サービスに関する著作権およびその他一切の権利は、当社が有するものとします。登録企業は当社の許諾なく、本サービスの全部または一部の販売、貸与、再許諾、譲渡、変更、翻訳を行ってはならないものとします。登録企業は、必要な権利処理を行った上で本サービス上に求人情報および画像データ(以下「登録企業データ」といいます)を表示することとし、当社に対し登録企業データの適法性・正確性につき保証するとともに、登録企業データに関連して第三者から登録企業または当社がクレームを受けた場合、または第三者との間にトラブルが生じた場合、当該登録企業がその責任において対応をするものとし当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、登録企業が本サービス上に掲載している求人等の編集可能なコンテンツについて、システムの都合等によりリンク先を随時書き換えることができるものとします。
5. 当社は、登録企業が本サービス上に掲載している登録企業データについて、登録企業に代わり内容の変更を行えるものとします。

#### 第6条 (求人作成と掲載)

1. 登録企業は、本サービスの管理画面上にて、求人を作成し本サービス上に掲載を行うことができます。
2. 求人掲載に対する費用は発生しないものとします。
3. 登録企業は、自社および子会社に関する求人以外の広告は掲載できないものとします。

4. 求人を作成は登録企業が自ら行うものとし、登録企業はその入力内容に対し一切の責任を負うものとします。また、登録企業と当社双方の合意により当社が代行入力を行う場合でも、登録企業はその内容を確認し、入力内容に対し一切の責任を負うものとします。

#### 第7条（求人掲載停止および内容変更）

1. 当社は、以下の場合に登録企業が掲載する求人について、何ら催告なく掲載停止または内容変更をすることができるものとします。
  - ① 求人内容に当社が不適切であると判断する内容および表現があった場合
  - ② 登録企業が本規約に違反した場合
  - ③ 登録企業が、本サービスの遂行にあたり正当な理由なく当社の指示に従わなかった場合
  - ④ 掲載後長期にわたって応募がない場合
  - ⑤ その他当社が必要と判断した場合
2. 登録企業が掲載の停止を希望する場合は、本サービス管理画面上で自ら掲載停止処理を行うものとし、当社は登録企業の掲載停止入れに対し掲載停止処理を代行する責はないものとします。
3. 当社は、本条第1項に基づく求人の停止により登録企業に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条（採用と選考）

1. 登録企業は、応募者について、自らの責任で書類選考・面接等を実施し、自らの判断と責任で雇用契約または業務委託契約を締結するものとします。
2. 登録企業は、応募者について、採用のための適性検査等を行う必要がある場合には、登録企業の責任において行うものとします。
3. 登録企業は、本サービス管理画面上にて、応募者の選考状況を表す選考ステータスを、現状との乖離がないよう都度更新するものとします。
4. 当社は、選考ステータスの更新が適切になされていないと判断した場合、登録企業もしくは応募者に確認の上、これを正しい状態に変更する権利を有するものとします。
5. 登録企業は、前項の選考ステータスの更新を怠り、応募者を採用したにも関わらず、当社がその事実を確認できない状態のまま入社予定日より7日以上放置した場合は、本来支払われるべきサービス料金の2倍の金額を支払うものとします。
6. 登録企業は、応募者について不採用と判断した場合または採用・不採用の報告をしなかった場合であっても、当該応募者を応募日より1年以内に採用したときはサービス料金が発生するものとします。

#### 第9条（サービス料金）

1. 登録企業は、応募者を採用した場合、当社に対し別紙「サービス料金について」に記載された金額を支払うものとします。
2. 前項に定める料金について、消費税は含まれず、請求時に別途加算するものとします。

3. 当社は、応募者の入社予定日が確定した日以降に、速やかに登録企業に対しサービス料金に関する請求書を発行し、応募者の入社前であっても事前を送付するものとします。ただし、採用に至らなかった場合は、登録企業はこの請求書を破棄できるものとします。
4. 登録企業は、応募者の入社予定日の翌月末までに、当社が定める銀行口座にサービス料金を振り込みにより支払うものとします。なお、振り込み手数料は登録企業の負担とします。

#### 第10条（不保証）

1. 登録企業と応募者との間のクレームまたは紛争については、双方の間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（返金規定）

1. 応募者が登録企業に入社後、下記に定める期間内に自己都合により退職した場合は、当社は登録企業に対し、下記に定めるサービス料金の一部を返還するものとします。サービス料金の全部または一部が未払いの場合は、当社は未払いサービス料金の金額と返還金額を相殺するものとします。ただし、応募者の雇用契約期間または業務委託契約期間が6ヶ月に満たない場合は、本規定の適用はないものとします。

① 入社日から起算して1ヶ月未満の退職：サービス料金の80%

② 入社日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満の退職：サービス料金の50%

2. 前項の返金は、応募者の退職日から1ヶ月以内に登録企業から当社へ報告した場合に支払われるものとします。なお、当社が要請した場合、登録企業は応募者が自己都合で退社したことを証明する必要があるものとし、証明ができない場合、返金義務は発生しないものとします。
3. 応募者の退職理由が、登録企業が採用決定時に提示した労働条件と実際の労働条件と異なることに起因する場合や、委託される業務の内容が業務委託契約と異なる場合、または登録企業の応募者に対する法令違反行為、その他登録企業の責に帰すべき事由に起因する場合は、本条第1項の定めは適用されないものとします。また、登録企業の都合による応募者の解雇、もしくは応募者の死亡、事故、病気等の不測の事態による退職の場合も、本条第1項の定めは適用されないものとします。

#### 第12条（解約および契約期間）

1. 本契約の有効期限は、契約締結時より1年間とします。ただし、契約満了日までに登録企業より解約の意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって契約は1年間更新されたものとし、以後も同様とします。
2. 登録企業は、本サービス解約後であったとしても、解約日までに本サービスを通して応募があった応募者を解約日から1年以内に採用した場合は、本規約に基づきサービス料金を支払うものとします。
3. 登録企業は、採用活動における不測の事態が起こった場合等に備え、解約後も登録企業の登録企業データおよび管理画面上での応募者とのメッセージ履歴等の情報を、当社が保存することを了承するものとします。

### 第13条（守秘義務）

1. 登録企業および当社は、本サービスに関連して知り得た相手方の技術上、営業上の情報であって、開示の際に秘密であることが明示されたもの（以下、「秘密情報」という）の一切を秘密として厳に保持する責を負うものとします。ただし、以下の各号に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
  - ① 相手方から開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された後秘密情報を利用することなく独自に知得したもの
  - ② 相手方から開示を受ける以前に公知であったか、又は開示された後に秘密情報を受領した当事者の責によらずに公知となったもの
  - ③ 正当な権限を有する第三者から相手方が秘密保持の義務を負わずに知得したもの
2. 登録企業および当社は、本サービスに関連して相手方から受領した個人情報を、法令の定めに従い、適切に取り扱うものとし、本人の事前同意なく第三者に提供、開示または漏洩してはならないものとします。
3. 登録企業および当社は、相手方から受領した秘密情報および個人情報を当社の業務遂行および登録企業の採用活動の目的の範囲外に利用してはならないものとします。また、登録企業は、当社に対して当社の業務遂行および登録企業の採用活動の目的の範囲内において、当社が独自に入手した情報や、登録企業が提供した秘密情報および個人情報を第三者に提供することを承諾するものとします。
4. 本条の規定は本契約終了後も有効とします。

### 第14条（禁止事項）

1. 登録企業は、本サービス利用中および解約後2年間は、本サービスと類似または競合するサービスを開発・提供・販売する行為を行ってはならないものとします。
2. すでに本サービスと類似または競合するサービスを開発・提供・販売している企業および団体は、本サービスに登録できないものとします。
3. 本サービスに関する著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含みます。以下同様とします）を含む知的財産権、その他の権利は当社に帰属します。登録企業は、当社の権利を侵害してはならず、また本サービスのシステムを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、変更、改変、改造等をしてはならないものとします。
4. 登録企業は、本条第1項、第2項および第3項に違反した場合、当社に対し損害賠償を支払う義務を負うものとします。

### 第15条（サービスの停止）

1. 弊社は、次の各号に該当する場合、事前に本サービスにおいて告知した上で、本サービスの提供を停止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合には、事後の告知で足りるものとします。

- ① 通信回路、電力供給、公共交通など社会的インフラ障害により本サービスを提供するシステム（以下「本システム」と言います。）が停止した場合
  - ② 本システムのメンテナンスの場合
  - ③ 本システムが故障した場合
  - ④ 本システムへのアクセス過多やサイバー攻撃等があった場合
  - ⑤ 地震、火災、洪水、労働争議、その他の不可抗力事由によって、本サービスの提供が困難となった場合
  - ⑥ その他、前各号に準じる場合
2. 弊社は、本条第1項各号による本サービス停止により発生した損害について、登録企業に対して責任を負わないものとします。

#### 第16条（違約金および損害賠償）

1. 登録企業が本規約に違反・不正もしくは違法な行為を行ったことにより当社に損害が生じた場合、登録企業はその一切の損害（弁護士費用、当社または本サービスの信用・イメージ等の回復に要する費用等の一切を含みます）を当社に賠償する責を負うものとします。
2. 登録企業が、故意や過失によるものかどうかを問わず、以下の各号に該当する行為（以下「隠蔽行為」といいます）があった場合、前項に定める損害賠償とは別に違約金として100万円を当社に支払うものとします。
  - ⑦ 応募者に対する不当な勧誘（採用や内定の事実を当社に申告しないことを約束させることなどを含みますが、それらに限られません）行為
  - ⑧ 当社に虚偽の申告（不採用等その他採用の可能性がない旨の申告を含みますがそれらに限られません）をした上で採用選考を進めようとする行為
  - ⑨ 応募者を採用したにも関わらず当社に不採用と申告する行為
  - ⑩ 本規約に違反して採用の事実を報告しない行為
  - ⑪ 本サービスの利用目的に反する行為
  - ⑫ サービス料金の支払いを不当に免れるものと当社が合理的に判断する行為
7. 登録企業は、前項の場合において、当該応募者を採用していた場合、本条第2項の違約金とは別に、第8条第5項に定める場合と同様に本来支払われるべきサービス料金の2倍の金額を支払うものとします。
8. 登録企業が本サービスを通して知り得た応募者に関する情報を第三者に開示または漏洩することにより、当該第三者が当該応募者を採用した場合、登録企業は、本条第2項の違約金とは別に、登録企業が当該応募者を採用した場合に発生するサービス料金の2倍の金額を当社に支払うものとします。

#### 第17条（賠償責任の制限）

1. 弊社は、本サービスの提供にあたり、通常講ずるべきウィルス対策では防止できないウィルス被害、コンピュータ又は通信回線等の事故による被害、天変地異による被害、その他弊社の責によらない事

由により利用者に生じた被害については、賠償責任を負いません。

2. 弊社は、本サービスの提供にあたり、債務不履行、不法行為その他理由のいかんにかかわらず、弊社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。また、弊社が責任を負う場合であっても、弊社が登録企業に対して責任を負う賠償の範囲は、登録企業が直接に被った通常の損害に限られ、逸失利益及び特別損害については含まないものとします。また、賠償額の上限は、登録企業が弊社に支払った直近一カ月分の支払金額を上限とします。

#### 第18条（登録の解除）

1. 登録企業が次の各号に一つでも該当する場合、当社は何ら催告なく直ちに登録企業の登録を解除できるものとします。
  - ① 本規約の各条項のいずれかに違反した場合
  - ② 掲載された求人の内容と業務の実態が異なり、これによって第三者から苦情を申し立てられた場合、またはその恐れがある場合
  - ③ 本規約違反の疑いにつき、当社から説明を求められたにも関わらず、合理的な説明を行えない場合
  - ④ 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続き開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合、事実上倒産した場合、または資力に疑義が生じたと当社が判断した場合
  - ⑤ 集团的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体に属している場合、または、これらの者と取引があることが判明した場合
  - ⑥ その他、本サービスを継続し難い事由が発生したと当社が判断した場合

#### 第19条（反社会勢力の排除）

1. 当社および登録企業は、相手方に対し、本サービスの申し込み時に、自己およびその役員、使用人が、暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他の反社会勢力をいいます。以下同様とします）でないことを確約するものとします。
2. 当社および登録企業は、相手方が次の各号に一つでも該当する場合、相手方に対する何らの催告無しに直ちに本契約を解除できるものとします。また、当社は、当該登録企業の本サービス利用停止等を行えるものとします。
  - ① 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、強迫的言辞、業務妨害行為などの行為をした場合
  - ② 自らまたはその役員もしくは使用人が、暴力団等であることが判明した場合
  - ③ 暴力団等でないことの確認に対する調査等に協力せず、十分な資料等を提出しない場合
3. 当社および登録企業は、相手方が前項の解約または解除措置を行ったことを理由として、損害賠償請求をすることは一切できないものとします。また、相手方またはその役員および使用人が暴力団等であることを理由として詐欺・錯誤等に基づき本契約を終了した場合、一切の損害賠償を請求できない

ものとしします。

#### 第20条（譲渡禁止）

1. 当社および登録企業は、相手方の書面による事前の同意なくして、本契約の契約上の地位または本契約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならないものとしします。

#### 第21条（存続規定）

1. 第8条から第15条、第18条、第20条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとしします。ただし、各条において契約終了後の存続期間が定められている場合は、当該規定の存続期間は、当該期間に従うものとしします。

#### 第22条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

制定日 2020年5月12日

改訂日 2020年7月30日



## 別紙：サービス料金について

1. サービス料金の金額（税別）は下記の通りとする。

応募者の理論年収の30%（ただし最低金額を90万円とする）

2. 理論年収の算出方法は、次のとおりとする。

- ① 正社員または契約社員として入社に至ったとき

理論年収＝（月額固定給×12ヶ月）＋前年度実績平均賞与額＋入社時賞与

- ② 業務委託契約を締結し業務の提供を開始したとき

理論年収＝月額換算した業務委託料×12ヶ月

- ③ アルバイト・パートなど給与形態が時給のとき

理論年収＝時給×週の平均勤務時間×52週＋入社時賞与

3. 前項第1号の月額固定給とは、「基本給+毎月固定で支払われる手当」とし、残業代および通勤交通費は含まない。ただし、みなし残業代など、毎月固定で残業手当が支払われる金額については月額固定給に含むものとする。また、月額固定給は、試用期間の有無にかかわらず、本採用後に定まる額を意味する。

4. 第2項第2号の前年度実績平均賞与額は、応募者の入社初年度について在籍期間が1年に満たないために賞与額の控除等が行われる場合であっても、1年間在籍したと仮定した場合に支払われる通年の賞与額を意味する。また、登録企業において賞与支給の前年度実績がない場合は、登録企業と応募者の雇用契約締結時に登録企業から応募者に支払われることが確約されている金額を前年度実績平均賞与額とする。

5. 第2項第1号および3号の入社時賞与とは、支度金、サイングボーナス等、応募者が登録企業に入社をした際に登録企業から支払われる金額を意味する。

6. 第2項の理論年収の算出において、登録企業が、応募者について年俸制を採用する場合は、年俸額を理論年収として扱う。

制定日 2020年5月12日

改訂日 2020年7月30日